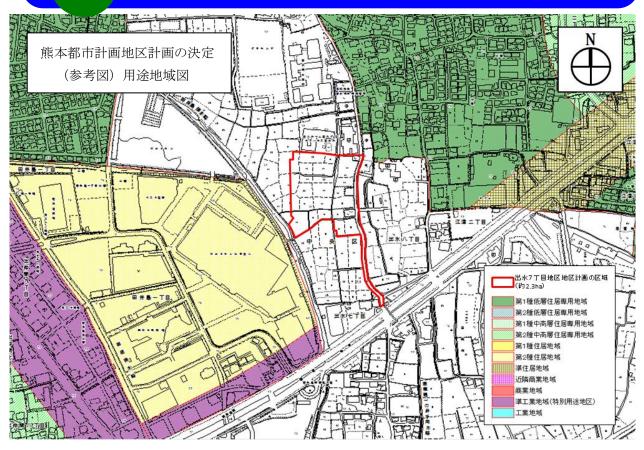
## 16 出水7丁目地区 地区計画





## 熊本都市計画出水7丁目地区地区計画(熊本市決定)

都市計画出水 7 丁目地区地区計画を次のように決定する。 平成 26 年 10 月 27 日 市告示第 743 号

名称			出水7丁目地区 地区計画					
位置			熊本市中央区出水7丁目の一部					
面積			約 2.3 ha					
	地	区計画の目標	本地区は、周囲を良好な住宅地と農地で囲まれている。 地区計画の策定により、周辺環境と調和した、良好な低層 住宅地の形成を図ることを目標とする。					
区域の数		土地利用の方針	周辺居住環境と調和した良好な住環境を形成するため、 一戸建を主体とした低層住宅地としての土地利用を図る。					
整備・開発	地区施設の整備の方針		都市計画法開発許可基準に基づき、道路・公園を適正に 配置し整備する。					
開発及び保全に関する方針	建築物等の整備方針		周辺住環境と自然環境との調和に配慮した住環境を形成・維持するために、建築物の用途、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物等の高さ、建築物等の形態又は意匠、かき又は柵の構造に関して適正な制限を加える。					
		道路	名 称	幅員	延長	適	用	
	配加		区画道路	9. Om	約 443m			
地	地 置 区			6.8m	約 68m			
	及 施			6.3m	約 55m			
区	び 設 規			6. Om	約 444m			
整	模	公園	名 称	面積	箇所数	適	用	
			公 園	0. 07ha	1箇所			
備計	関建	建築物の用途の制限	建築基準法別表第2(い)項一号、二号、四号及び十号に 掲げる建築物とする。					
画	する事等	建築物の延べ面積の敷地面積 に対する割合の最高限度	80パーセント以内とする。					
	項 に 建築物の建築面積の敷地面積 40パーセント以内とする。(ただしに対する割合の最高限度 れに基づく条例による特例措置)							

		建築物の敷地面積の最低限度	200 平方メートル以上とする。
	建	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界及び 敷地境界までの距離は、1.0メートル以上であること。
	築	建築物等の高さの最高制限	建築物の高さは、10.0メートル以下とする
	物		建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周辺の環境及
	等		び景観との調和を図ることができるものであること。 広告物及び看板類は、自己の用に供するもので次の要件を 満たすものであること。
地	に	建築物等の形態又は 意匠の制限	(ア) 一辺 (脚長を除く。) の長さが 1.2メートル以下 であること。
区	関		(イ) 最大表示面積(表示面が2面以上のときはその合計)が2平方メートル以内であること。
整	す		(ウ) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、 美観風致を損なわれないものであること。
備	る		イ. 道路に面する部分は生垣とし、高さが0.6m以下の
計	事		部分および門柱を除き、高さが1.2m以下の部分に ついてはフェンスを併用してもよい。
画	項	かき又は柵の構造の制限	ロ. 道路に面する部分以外の境界部分は、できる限り生垣 又は開放性を著しく妨げない構造の垣若しくは柵と し、開放性を著しく妨げないフェンス等構造物を使用 する場合は、宅地高より1.2m(空洞ブロックは0. 4m、フェンスは0.8mまで)以下とすること。

「区域及び地区施設の配置は計画図書表示のとおり」